

○奈良市コミュニティスポーツ施設条例

昭和61年3月29日条例第12号

改正

昭和62年3月31日条例第11号
昭和63年3月28日条例第18号
平成2年3月27日条例第18号
平成6年12月9日条例第49号
平成9年3月28日条例第19号
平成14年3月28日条例第14号
平成14年9月18日条例第45号
平成17年3月30日条例第66号
平成17年9月30日条例第126号
平成20年3月28日条例第3号
平成23年9月14日条例第32号
令和4年3月31日条例第12号
令和6年10月7日条例第36号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例

（目的及び設置）

第1条 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、コミュニティスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- （1）スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- （2）施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、スポーツ施設を管理しなければならない。

（供用日及び供用時間）

第2条の3 スポーツ施設は、年中無休とする。

2 スポーツ施設の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、奈良市八条コミュニティスポーツ広場の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、若しくは休場し、又は供用時間を変更することができる。

（使用の承認）

第3条 スポーツ施設を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

（使用の不承認）

第4条 指定管理者は、スポーツ施設を使用しようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、スポーツ施設の使用を承認してはならない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）その他スポーツ施設の管理運営上支障があるとき。

（使用料）

第5条 スポーツ施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

（使用料の減免）

第6条 市長は、使用者が公用又は公益の目的のためスポーツ施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第7条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用承認の取消し等）

第8条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条各号の一に該当することとなつたとき。
- (3) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用の承認の取消し又は使用の停止を受けた使用者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。
- (損害賠償)
- 第9条 使用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。
- (委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和62年3月31日条例第11号)
- この条例は、平城土地区画整理事業施行区域に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分 of 広告のあつた日の翌日から施行する。(後略)
- 附 則(昭和63年3月28日条例第18号)
- この条例は、教育委員会が定める日から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- (昭和63年6月4日教委規則第13号で、同63年6月6日から施行)
- 附 則(平成2年3月27日条例第18号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市コミュニティスポーツ施設条例別表第2の規定は、平成2年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成6年12月9日条例第49号)
- この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中奈良市七条コミュニティスポーツ会館に係る部分は、平成7年4月1日から施行する。
- (平成7年2月15日教委規則第2号で、別表第1及び別表第3の改正規定中奈良市高の原コミュニティスポーツ会館に係る部分は同7年3月1日から、奈良市狭川コミュニティスポーツ広場に係る部分は同7年4月1日から施行)
- 附 則(平成9年3月28日条例第19号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市コミュニティスポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成14年3月28日条例第14号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- (奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市コミュニティスポーツ施設条例別表第2の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成14年9月18日条例第45号)
- この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 附 則(平成17年3月30日条例第66号)
- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成17年9月30日条例第126号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に教育委員会が行ったスポーツ施設の使用承認及び教育委員会に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったスポーツ施設の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。
- 附 則(平成20年3月28日条例第3号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に附則第3項から附則第6項までの規定による改正前の(中略)奈良市コミュニティスポーツ施設条例の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対して行っている申請その他の行為は、施行日以後においては、この条例による改正後の(中略)奈良市コミュニティスポーツ施設条例の規定により行われたものとみなす。
- 附 則(平成23年9月14日条例第32号)
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年3月31日条例第12号)
- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月7日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和7年2月28日規則第3号で、同7年3月1日から施行）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
奈良市七条コミュニティスポーツ会館	奈良市七条一丁目2番1号
奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	奈良市南紀寺町五丁目54番地の1
奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市東市コミュニティスポーツ会館	奈良市古市町265番地の1
奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	奈良市邑地町469番地
奈良市高の原コミュニティスポーツ会館	奈良市神功三丁目6番地
奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	奈良市下狭川町2,882番地の3
奈良市田原コミュニティスポーツ広場	奈良市横田町203番地の1
奈良市八条コミュニティスポーツ広場	奈良市八条一丁目814番地の4
奈良市右京コミュニティスポーツ会館	奈良市右京四丁目11番地の1

別表第2(第5条関係)

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
		円	円	円	円	円	円
体育 室	独占使用	900	1,200	1,800	2,400	3,300	4,500
	個人使用 (1人当たり)	150	200	300			
会議室		450	600	900	1,200	1,650	2,250
運動広場		1,500	2,000	3,000	4,000	5,500	7,500
備考							
1 運動広場を照明を伴い使用する場合は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、450円を加算した額とする。							
2 奈良市八条コミュニティスポーツ広場については、午前、午後又は午前・午後の使用に係るものに限る。							